

4. 公共施設における器物破損の弁償について



本来の出入口
(自動扉)

誤って衝突し、
全面を破損したガラス面

西宮市地区市民館条例

(損害の賠償)

第9条 使用者は、その使用に際し施設を破損し、またはその付属設備を紛失もしくは破損した場合、それが不可抗力による場合のほか、原形に復旧し、または、市長が相当と認める額の損害の賠償をしなければならない。